

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

グリーンガラス南大沢クリニック

運営規程

第1条 医療法人社団永生会が開設するグリーンガラス南大沢クリニック（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供する事を目的とする。

（事業の運営方針）

- 第3条 利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能を支援し、心身の機能の維持・回復を目指して理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを提供します。
- 2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、要介護状態の改善若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行います。
 - 3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1） 名 称 ： グリーンガラス南大沢クリニック
- （2） 所在地 ： 東京都八王子市下柚木 2-26-11

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- （1） 医師（管理者含め）2名以上

医師は指定訪問リハビリテーション等の計画に従事者と共同して作成するとともに、指定訪問リハビリテーション等の実施に係る従事者への指示を行う。

- （2） 従事者

理学療法士等 1名以上

※理学療法士等とは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を含む。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日とする。

但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

- ・ リハビリテーション計画の立案
- ・ 医学的管理
- ・ 介護方法の助言や提案
- ・ 機能訓練（リハビリテーション）
- ・ ADL 訓練
- ・ 福祉用具選定や環境整備提案
- ・ その他

(サービス提供に当たっての留意事項)

第8条 サービスの利用に当たって、体調不良等によって指定訪問リハビリテーション等に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

- 2 変更として、ご利用者の住所・連絡先、その他事業所に届出または通知している事項に変更があった場合、速やかにその旨を届け出ること。
- 3 その他
 - ・ 理学療法士等は年金管理、金銭の貸借など、利用料徴収以外での金銭の取り扱いは致しません。
 - ・ 理学療法士等の業務は、法令でご利用者の心身の機能維持回復のためのリハビリテーションとされているため、それ以外の業務は致しません。
 - ・ 理学療法士等に対する贈り物や飲食等の接待等は、ご遠慮下さい。
 - ・ 訪問時、衛生上、手洗いをさせていただきますので、流しや洗面所をお借りすることがあります。
 - ・ 交通渋滞や他のご利用者の状況、その他緊急訪問が生じた場合等は、訪問時間がずれることがあります。
 - ・ 悪天候などの止むを得ない事情により、訪問を中止させていただくことがあります。
 - ・ 事業所の都合により、担当療法士等は変更になることがあります。
 - ・ 犬、猫等のペットは訪問時ゲージに入れるか、リードに繋いでおいて下さい。
 - ・ 療法士等に対して暴力（身体的・精神的）が発生した場合、サービスを中止させて頂くことがあります。

- ・ 駐車場確保に伴う調整等をお願いすることがあります。

(非常災害対策)

- 第9条 当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 防災訓練：年2回以上

(虐待防止に関する事項)

- 第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利用料等その他の費用の額)

- 第11条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、予め指定された口座から訪問月の翌月引き落とす事とする。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 通常の事業の実施地域は、八王子市内全域及び日野市、多摩市、町田市の一部地域とする。

(相談・苦情処理)

- 第13条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

- 第14条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 当事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団永生会グリーングラス南大沢クリニックが定めるものとする。

附 則

この規定は2022年2月1日より施行する。

この規定は2024年4月1日より施行する。